THEME 2 テーマ 2

社会の信頼に応えるため、いつも誠実に行動します

ありたい姿

コーポレート・ガバナンス ≫ 経営の透明性と健全性を追求し、事業部門の自立的な運営とともにグループ総合力の発揮を実現します
コンプライアンス ≫ 風通しが良く自浄作用の働く組織を築き、信頼される企業風土を確立します
リスク管理 ≫ 事業目標の達成を阻害する重要なリスクを把握し、最適な対応が取れる体制を構築します
情報セキュリティ ≫ 確実な情報セキュリティ対策を行い、情報の安心と安全を維持します
情報開示・IR活動 ≫ 適時的確に企業情報を発信し、開示内容もさらに一層充実させます
お取引先 ≫ お取引先と共生し、公正なパートナーシップを継続するとともに、CSR活動の協働を推進します

企業統治の体制

監査役設置型を採用し、会計監査人を設置しています。

コーポレート・ガバナンス

当社は取締役・監査役を中心として、当社グループにふさわしいコーポレート・ガバナンス体制を構築し、その充実を図っています。

そして、グループ全体として、株主・顧客・従業員・地域社会などのステークホルダーの皆様に対しても透明性の高い経営を行い、円滑な関係を構築しながら、効率的で健全な経営の維持により企業価値を向上させることを、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としています。

企業統治の体制の概要

取締役会は会長が議長を務めており、取締役の人数は12名（定員15名）となっています。監査役は4名となっており、監査役会を設置しています。また、企業統治に関して、取締役会のほか、代表取締役および重要な子会社の経営責任者で構成する経営会議および執行役員を加えたグループ業務執行会議を設置しています。

取締役については業務執行から独立した取締役を置いています。監査役については財務および会計に関する相当程度の知見を有する監査役を選任するとともに、当社との取引関係などの利害関係のない2名の社外監査役（うち1名は東京証券取引所の定める独立役員）を選任しています。業務執行に際しては、取締役会において選任された執行役員が業務執行を行っており、業務執行にあたっての基本目標・方針は、取締役会において経営計画を編成する中で決定され、全執行役員に直ちに示達されるとともに、グループ業務執行会議において徹底が図られています。経営計画の実行状況については、代表取締役および重要な子会社の経営責任者で構成する経営会議、ならびに取締役会において定期的にフォローアップしています。また、取締役については、その報酬に業績を反映させてインセンティブとする一方で、任期を1年とし、経営責任の明確化を図っています。なお、重要な経営課題については、経営会議において重点的に審議し、所定の事項については取締役会に諮ることとしています。経営会議は原則として月3回開催し、連結経営の見地に立って、経営方針・経営戦略・重要な経営課題などを審議しています。

川崎重工業のガバナンス体制

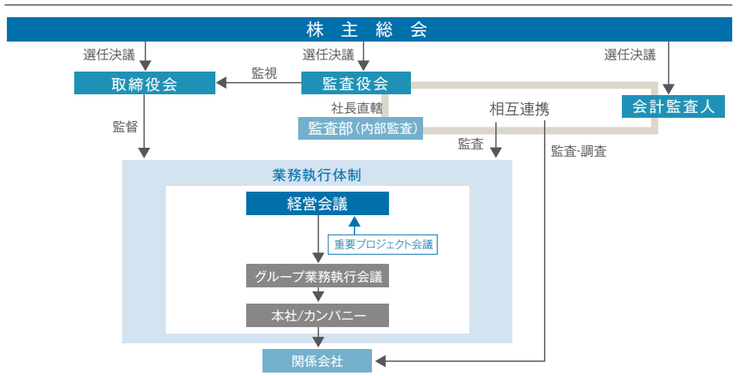

内部統制システムの整備状況

当社は、以下の通り内部統制システムの整備を進めており、当社を取り巻く環境の変化なども視野に入れ、今後も必要に応じて見直しを行うこととしています。2010年度における主な整備状況は次の通りです。

①リスク管理体制の整備

当社グループでは、全社で一定のリスク管理水準を確保するための「全社的リスク管理体制」を構築し、経営に重大な影響を及ぼす重要リスクの把握と対応を行い、グループ経営原則に掲げているリスクマネジメントの充実を図ることにしています。

②コンプライアンス推進体制の整備

2010年4月から各事業部門におけるコンプライアンス委員会をCSR委員会に改め、CSR活動全般の充実に取り組む中で、コンプライアンスに対する意識向上に取り組む体制としました。従業員に対しては「コンプライアンスガイドブック」の配布のほか、eラーニングなどによるコンプライアンス教育も充実させており、当社グループを挙げてコンプライアンスに対する意識の向上を図っています。

内部監査

内部監査については、内部監査部門である監査部（10名）が、当社グループの経営活動全般における業務執行が、法規ならびに社内ルールに基づいて適切に運用されているかなどの監査を定常的に行うなど、内部統制機能の向上を図っています。また、監査役と監査部は月次で情報交換を行っており、それぞれの監査結果・指摘事項などの情報を共有しています。

監査役監査

監査役監査に関して、監査役は、取締役会および経営会議などに出席するとともに、重要書類の閲覧や、代表取締役との定期的会合、社内各部門および子会社の監査を通じて業務および財産の状況の調査などを行っています。また、2名の社外監査役により経営監視機能の客観性および中立性を確保するとともに、常勤監査役と社外監査役との情報共有を行い、経営監視機能の充実を図っています。

会計監査

会計監査については、当社の会計監査人である、あずさ監査法人の財務諸表監査を受けています。監査役および監査役会は、会計監査人からの監査計画の概要、監査重点項目の報告を受け、監査役会からも会計監査人に対し監査役監査計画の説明を行っています。監査結果については定期的に（年2回）報告を受け、情報交換や意見交換を行うなど連携を図っています。また、必要に応じて監査役が会計監査人の監査に立ち会うほか、会計監査人から適宜監査に関する報告を受けています。